

令和5年度相模原市内部統制評価報告書

相模原市長本村賢太郎は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

相模原市内部統制基本方針に基づき、本市行政の信頼性及び透明性の確保を図ることを目的とし、全庁的な内部統制体制を整備するとともに、業務レベルにおいて財務に関する事務のリスクの分析及び評価とこれに基づくリスク対策を講じています。

なお、内部統制は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクによる不備を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

令和5年4月1日から令和6年3月31日までを評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省公表)に示された評価項目及び手続に準拠し、評価を実施しました。

3 評価結果

評価を実施したところ、評価基準日において全庁的な内部統制体制の整備に不備はないものの、評価対象期間中に業務レベルにおいて重大な不備を把握したため、本市内部統制は評価対象期間において一部有効に機能していなかったと判断しました。

(1) 全庁的な内部統制

全庁的な内部統制に整備上及び運用上の不備は認められませんでした。

(2) 業務レベルの内部統制

ア 内部統制活動管理シートによる取組

各局区等からの報告により、85件の運用上の不備を把握しました。

イ 重大な不備

(ア) 相模原市国民健康保険事業特別会計における消費税の未申告

相模原市国民健康保険事業特別会計における健康診断料等の課税売上は、平成20年度以降、1,000万円を上回っていたものの、消費税の納税義務はないと認識し、消費税を申告・納付していなかったものです。

(イ) 一般廃棄物(浄化槽)処理手数料の誤賦課・誤徴収

在日米陸軍施設の一般廃棄物(浄化槽)処理手数料について、日米地位協定等により消費税が免除となるところ、平成元年度以降、消費税分を含めて賦課・徴収をしていたものです。

4 不備の是正に関する事項

把握した85件の運用上の不備については、全て事案担当課において是正し、再発防止策を講じています。

特に、運用上の重大な不備については、事案担当課において原因の調査を行い、これに基づき対策を講じ、再発防止の徹底を図りました。

令和6年5月29日 相模原市長 本村 賢太郎